

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後に本人の都合により退社し雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

{新卒者}

就労初日から30日以内に雇用契約が終了した場合 紹介手数料の100%

{中途採用者}

- (1) 就労初日から30日以内に雇用契約が終了した場合 紹介手数料の50%
- (2) 就労初日から60日以内に雇用契約が終了した場合 紹介手数料の30%
- (3) 就労初日から90日以内に雇用契約が終了した場合 紹介手数料の20%